

○財務省告示第三百七十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年十一月二十九日

財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇・八トン
二	〇トン
三	二トン
四	一七、三三四トン
五	八八七トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
四三三トン	七九一トン	八、四四一トン	七一、七七七トン	六、六二五トン	一五三トン	三四七、四一七トン	八〇五、四一五トン	三、三六四、三七七トン	四四、九五一トン	五四六トン	三、七三三トン	二二、九一三トン	一トン	一四トン	五トン

二九	三〇二トン
二八	四・三トン
二七	七、一六〇トン
二六	二、七〇一トン
二五	〇トン
二四	一二トン
二三	二、七八六トン
二三	四一七トン
二二	一五、〇四一トン